

香川県産業廃棄物審議会規則

平成3年6月7日
規則第38号

改正 平成10年6月16日規則第39号

香川県産業廃棄物審議会規則をここに公布する。

香川県産業廃棄物審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成3年香川県条例第3号）第8条第6項の規定に基づき、香川県産業廃棄物審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成10年規則39号〕

(会長)

第2条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

1 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第3条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条第3項の規定は、部会長に準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

追加〔平成10年規則39号〕

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会に準用する。

一部改正〔平成10年規則39号〕

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の施行の日（平成3年6月10日）から施行する。

附 則（平成10年6月16日規則第39号）

この規則は、平成10年6月17日から施行する。